

「高齢者にやさしい店」事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、左京区内の商店等（以下「店」という。）が「高齢者にやさしい店」として店づくりに取り組むことにより、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの推進を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「高齢者にやさしい店」

店員の概ね1割以上または店長等が認知症サポーター養成講座を受講し、高齢者が利用しやすい店づくりに取り組むことを宣言した店。以下「やさしい店」という。

(2) 「認知症サポーター養成講座」

認知症を理解し、地域や職場で出会う認知症の方やその家族をサポートするための知識を身につける講座。左京区役所（以下「区役所」という。）では、長寿すこやかセンター、左京区社会福祉協議会、左京区内地域包括支援センター（以下「包括」という。）の協力の下、やさしい店研修会の際に年1回開催する。以下「講座」という。

(3) 「高齢者にやさしい店ステッカー」

やさしい店の登録店であることを表示するステッカー

(登録)

第3条 登録を希望する店は、登録申請書（兼登録情報変更届）を区役所に提出する。

2 登録には、店員の概ね1割以上が講座を受講しているか、または代表者、店長等が講座を受講している必要がある。なお、講座受講日が決まっている場合は、受講前に登録申請することを妨げない。

3 地域や職場等で既に講座を受講し、オレンジリングを持っている場合は新たに講座を受ける必要はない。

4 区役所は、申込のあった店をやさしい店として登録し、ステッカーを配付する。

(変更の届出)

第4条 店は、次の各号の事情が生じた場合、登録申請書（兼登録情報変更届）を区役所に届け出るものとする。

(1) 店の閉店、登録辞退

(2) 店名、住所、電話番号・FAX番号・e-mail、ホームページアドレスの変更

(3) 営業日・営業時間の変更

(4) その他

(普及・啓発)

第5条 区役所は左京区地域ケア連絡協議会運営協議会と連携し、やさしい店の事業について普及・啓発を図っていく。

2 ホームページを通して、やさしい店の情報発信を行う。

3 やさしい店の取組を、高齢者と関わりの多い金融機関や交通機関等にも広げていく。

4 研修会等で認知症の当事者や家族が発信できる機会を拡大することで、ごく身近なこととして高齢者を受け入れる地域づくりにつなげていく。

附則

この要綱は平成21年10月27日から実施する。

(改定日)

令和2年4月1日に一部改定する。